○三条市心身障害者扶養共済掛金助成条例施行規則

平成17年5月1日

規則第79号

改正 平成27年12月28日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市心身障害者扶養共済掛金助成条例(平成17年三条市条例第106 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 条例第3条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、心身障害者扶養共済掛金助成受給資格認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(認定)

第3条 市長は、前条の<u>申請があったときは、必要な調査</u>を行い、受給資格を認定し、その 旨様式第2号により通知する。

(助成申請)

- 第4条 前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)は、心身 障害者扶養共済助成申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 助成金の交付は、受給者となった月から始め、受給者でなくなった月で終わる。 (助成方法)
- 第5条 条例第5条に規定する助成金の助成方法は、受給者が掛金の額の2分の1の額を納入した場合に同条に規定する掛金の納入があったものとみなして掛金の納入日に助成する。

(届出)

- 第6条 受給者は、次に該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 受給者がその資格を喪失したとき。
 - (2) 住所又は氏名の変更があったとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請書の内容に変更があったとき。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三条市心身障害者扶養共済掛金助成条例施

行規則(昭和49年三条市規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、 この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年12月規則第45号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式 略